

孝例

兩親の危き場を救ひ候は、平常行狀とは申ながら、卑賤の少女には別て孝心奇特の儀に付、右之趣申上、爲褒美銀五枚とらせ遣す、

〔日本書紀神武〕四年二月甲申、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海内無事、可以郊

祀、天神用申、大孝者也、乃立靈時於鳥見山中、其地號曰上小野、榛原下小野、榛原用祭皇祖天神焉、

〔日本書紀四〕天皇風姿岐嶷、中神日本磐余彥天皇崩時、神淳名川耳尊、孝性純深、悲慕無已、時留

心於哀葬之事焉、

〔續日本紀元六〕和銅七年十一月戊子、大倭國中有智郡女曰比信、紗並終身勿事、旌孝義也、中信

紗民直果安妻也、事舅姑以孝聞、夫亡之後、積年守志、自提孩穉、并妾子總八人、撫養無別、事舅姑自竭

婦禮、爲鄉里之所歎也、

〔古今著聞集孝八〕昔元正天皇の御時、美濃國にまづしくいやしきおのこ有けり、老たる父を

もちたりけるを、此男山の本草をとりて、其あたひをえて父を養けり、此父朝夕あなかりに酒を

あひしほしがりければ、なりひさごといふものをこしにつけて、酒うる家に望て、つねにこれを

こひて父を養、ある時山に入て薪をとらんとするに、苦ふかき石にすべりて、うつぶしにまろび

たりけるに、酒の香のまければ、思はずにあやしくて、其あたりを見るに、石の中より水ながれ出

る所有、その色酒に似たりければ、くみてなむるに、目出たき酒也、うれしく覺て、其後日々は是を

汲て、あくまで父をやしなふ、時にみかど元此事を聞召て、靈龜三年九月日其所へ行幸ありて

觀覽ありけり、是則至孝の故に、天神地祇あはれび、其徳をあらはすと感せさせ給て、美濃守にな

されにけり、家ゆたかに成て、いよ／＼孝養の心ふか、りけり、其酒の出る所を養老の瀧と名付

られけり、これによりて、同十一月に、年號を養老とあらためられけるとぞ、

〔續日本紀元八〕養老四年六月己酉、漆部司令史從八位上丈部路忌寸石勝、直丁秦犬麻呂坐盜司漆